③　各構成員の出資比率は、２者で構成される場合は30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
④　当社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。
⑻　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑼　１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

３　総合評価に関する事項
⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された技術提案内容の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。
その概要を下記に示すが、具体の技術的要件及び入札時の評価に関する基準については、入札説明書による。
⑵　評価項目　工事目的物の性能・機能に関する事項の「橋梁下部工の拡幅施工における品質向上方法」、社会的要請に関する事項の工事の「安全対策」及び「周辺環境の保全対策（騒音・振動・砂塵防止対策）」を評価項目とする。
⑶　評価項目内容　技術提案は、評価項目毎に２提案以内とし、３提案以上の場合はその評価項目の提案を全て不採用（０点）とする。技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。なお、技術提案の枚数は、提案数に係らず説明図面及び写真等を含み評価項目毎にＡ４版片面２枚以内、全体でＡ４版片面６枚以内とし、規定枚数を超えた場合は不採用とする。
提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっている場合は、１提案とみなす。以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て不採用とする。
【複数提案とみなす例】
技術提案：○○による作業従事者の安全対策
実施方法等：●●を設置する。
▲▲を実施する。
■■を配置する。
それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。
※コンクリート配合の変更又は添加材の追加等が伴う材料自体の変更についての技術提案は不採用とする。
※交通保安要員の追加配置についての技術提案は不採用とする。
※車線規制に用いる規制材の追加・変更に関する技術提案は不採用とする。
※技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案については採用しない。
※技術提案のうち、過度に費用がかかると発注者が判断したものは採用しない。
工事目的物の性能・機能に関する事項
①　橋梁下部工の拡幅施工における品質向上方法　橋梁下部工の拡幅施工において、既設橋脚と新設橋脚との一体化の品質向上方法及び品質管理方法について、期待できる効果を含めて記述する。
社会的要請に関する事項
②　工事の安全対策　工事全体を通して、並走する中央自動車道を走行する車両への安全対策について、期待できる効果を含めて記述する。
③　周辺環境の保全対策（騒音・振動・砂塵防止対策）　工事中に周辺環境へ配慮すべき内容として、騒音・振動、砂塵防止について、期待できる効果を含めて記述する。
※必ずしも、騒音・振動・砂塵防止の全てを提案する必要はない。
⑷　評価項目の評価基準
①　優：技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。
②　良：技術提案が適切であり、工夫がみられる。
③　可：技術提案が適切であるが、標準的である。
④　不可：技術提案が求めた内容に合致していない。若しくは、提案内容が不適切である。
⑸　評価点の付与方法　評価点の付与方法は、評価者が３⑷評価項目の評価基準に基づき絶対評価した評価結果を下記の項目別配点の平均点で評価し付与する。（判定方法）
①　橋梁下部工の拡幅施工における品質向上方法
・項目別配点　優40点、良20点、可０点、不可０点
②　工事の安全対策
・項目別配点　優30点、良15点、可０点、不可０点
③　騒音・振動・砂塵防止対策
・項目別配点　優30点、良15点、可０点、不可０点
⑹　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格による価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。
総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。
①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）
αの値は「0.2」とする。
②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）
③　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
（（Ｐ／Ｌ×100）－50）／（Ｘ／Ｌ－0.5）（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）
ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格
ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。
⑺　３⑹において、総合評価点の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
⑻　配置技術者に関する事項　申請書に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の評価を満たさない技術者が配置された場合は、請負工事成績評定点を10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。
⑼　技術提案の履行に関する事項　受注者の責により入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。
⑽　技術提案にあたっての留意事項　技術提案書の作成にあたっては、特記仕様書、設計図書等に記載の制約条件等を十分に確認のうえ作成すること。条件を満足しない提案については、不採用とする。

４　入札手続等
⑴　担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門４丁目３番１号　城山トラストタワー11Ｆ　中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約チーム　電話03―5776―5600（代表）
⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法等　入札参加希望者には、入札説明書、入札公告の写し、契約書（案）、入札者に対する指示書、図面、仕様書、単価表及び割掛対象表（以下「設計図書等」という。）を交付する。
①　交付期間　平成26年10月15日（水）から平成27年１月23日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで
②　交付場所　４⑴に同じ。
③　交付方法　設計図書等は、ＣＤ－Ｒにより無料で交付する。
⑶　申請書、確認資料及び参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書（案）及び技術提案資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び方法等　入札参加希望者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定通知書の写し（最新のものであって、告示（平成６年建設省告示第1461号）をいう。）第１号第１号の２に規定する審査基準日が、入札日の１年７月前の日以後のものに限る）、申請書等を提出するものとする。
①　提出期間　平成26年10月15日（水）から平成26年11月14日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで
②　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が合計２ＭＢを超える場合又は契約責任者へ届出を行った場合は、４⑶①の期間に、４⑴に郵送すること。（郵便書留に限る。）